

第1回 白子町地域公共交通活性化協議会分科会会議録

【日時】

令和5年12月7日（木）14:55～16:20

【場所】

白子町役場 2階第2会議室

【出席者】

- 白子町地域公共交通活性化協議会分科会委員
大矢昌明委員、深山宏樹委員（代理出席：沿口史子氏）、
石井留美子委員、小松直人委員（代理出席：成松花鈴氏）、片岡秀樹委員、大矢務委員
- 事務局
加藤孝行企画政策係長、上代智也主事
- 策定支援委託業者
株式会社ケー・シー・エス 城平徹氏、川村優太氏
- 同席者
白子町都市マスタープラン策定支援業者 3名

【次第】

1. 開会
2. あいさつ
3. 議題 (1) 地域現況・公共交通現況整理結果について
(2) 町民アンケート調査実施報告について
(3) 地域公共交通再編の方向性について
4. その他
5. 閉会

【資料】

- 町民アンケート調査結果報告書
- 地域現況・公共交通現況整理書
- 地域公共交通再編の方向性に関する資料

【議事要旨】

1. 開会
2. あいさつ
3. 議題

(1) 地域現況・公共交通現況整理結果について

委託業者より説明。

委員：p.27の狙いは何か。

委託業者：白子町の移動状況を整理する中で、町民は路線バスとサリーだけを利用してそれ以外の人は自家用車を使っているのかというと、実際には他の移動手段として福祉タクシーで移動しているということを示すもの、また、福祉タクシーというと一般のタクシーを呼んでいる形になるので、タクシーもこれだけ需要があるといったところを示す根拠として記載している。

(2) 町民アンケート調査実施報告について

委託業者より説明。

委員：便数を増やしてほしいといった回答もあるが、今後2024年問題もあるし、ますます人手不足になってくるので効率化をしてなんとか回していければと思っている。

委員：白子町は関地区に路線バスが行かないので、タクシーの相乗りのような感じでワゴン車等を使ってバス亭まで運ぶのはどうかといった話もあるが、そういった部分はどうか。

委員：予約や連絡が重なってしまうと回せないことも出てくる。

委員：デマンドバス・タクシーは他の市町村でもやっているが、こういったものでJRへつなげてかないと利便性も上がらないと考えている、勝浦市と御宿町で運行しており、利用者は0ではないが減ってきている。増便してほしいという話もあるが、ここでも運転手不足が問題になっている。

委員：いろいろと選択肢もあると思うが、どれが白子町に合うのかといったところもある。例えば、AIデマンドなどのDXは、スマートフォンを利用するので高齢者が使えるかどうかもある。

委員：AIデマンドは意外と簡単なものだときいているので、使える利用者はできればスマホを利用して、難しければ電話で対応するというものよりのではないかなど。

委託業者：他地域でAIデマンドに携わっているが、おっしゃる通り使い始める壁を越えてしまえば難しくないので検討するのはいいのかなど。こういった実証系には国の補助が活用でき、町がすべて負担しなくてもいいので参考してもいいのかなど。

事務局：積極的に活用していきたいと考えているので、計画に盛り込んでいけたらと思う。

(3) 地域公共交通再編の方向性について

委託業者より説明。

委員：らくらくタクシーのデマンド化とは、民間に委託する形か。

委託業者：すべて委託するか、運行のみ委託するかは今後検討していく必要がある。ただ、すべて委託した方がはっきりするのではないかなど。

委員：シェアモビリティについて、例えば自転車とすると、どこの拠点に置かないといけないというのはいないのであれば、その拠点に1台もないということもあり得るのか。

委託業者：あり得る。対策として集落ごとに置くというのであれば、1か所だけではなく2か所におくといったものが考えられる。シェアサイクリングを展開しているハローサイクリングは、利用状況に応じて、利用者の声に応じて配置を変えて対応している。

- 委員：白子町は32自治区ごとに集会所があるのでそういったところに置くことも考えられる。自転車は普通のものか、電動のものか。
- 委託業者：電動自転車を導入しているところが多い。さっきの利用状況の部分を補足すると、ハローサイクリングは自転車にGPSをつけて、どういう移動をしているか、どのくらい滞在したかのデータを持っているので、それを参考に調整しているようである。
- 委員：白子町がシェアモビリティとして行う場合、ハローサイクリングのような事業者と契約をする形か。
- 委託業者：例えば、千葉市では民間事業としてハローサイクリングが行っている。白子町ではどういう形が良いかは要検討かと。できれば民間事業者主導の方が町の負担はなくなるのでいいかと思う。
- 委員：これに関しては、町民だけでなく観光客も利用してくれるかもしれない。
- 委員：福祉タクシーのお客さんから乗合ができますかという問い合わせがある。陸運局に相談したところ、同じ目的地であっても、出発地が違っているとできないと説明を受けた。やるとすれば、乗合タクシーの形にする必要があると言われて、福祉タクシーにはそういうものがないのでできない状況。町でそういった取り組みがあれば可能だと話があったのだが、どのようにすればよいのか。
- 委託業者：一般乗用として運行しているので、乗合はできないという回答になったのだと思う。現在は国の届出上の関係で乗用として運行しているのでできないが、案の1つとして4ページのデマンド交通化をすれば乗合の事業になってくるので、許可は必要となるが可能になってくる。他にも3年間の期間限定になってしまうが、道路運送法の第21条で乗用のまま乗合ができるようなものもあるので検討してもよい。
- 委員：これは公共交通計画に記載がある前提か。
- 委託業者：計画に位置付けてある、かつ公共交通会議で承認があるとスムーズである。例えば3年間の間に町と福祉タクシーの試してみて乗合の許可を頂いて、本格的に移行していくのもありなのかなど。ただ問題となってくるのはオペレーターの問題で全員がスマートフォンを使ってくればオペレーターは必要ないのだが、高齢者がいきなり使うというのは難しいと思うので、複数の事業者でやる場合にどこがオペレーターをやるのかといった問題はある。
- 委員：路線バス大網白子車庫線について、地域間幹線系統確保維持補助を受けるためには、令和7年度事業から計画と補助の連動化ということで、計画の中にどういうことを盛り込んでくださいというのが、具体的に示されている。国のパンフレットをご確認いただきたいと思いますが、例えば既存交通の機能の整理のところでは補助系統の地域の公共交通における位置づけ・役割、目的を明確に記載してくださいとか、ネットワーク再編で説明がありましたが、今後具体的な事業計画が追加されていくと思うが、国県の幹線補助事業について実施主体を明確にすることや補助事業を活用しないといけないその理由などを具体的に記載するようにといった定めもあるので、今後ご確認していただければと思う。

4. その他

5. 閉会